

令和2年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

令和2年8月

北本市



## 令和2年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

この年次報告書は、北本市男女共同参画推進条例（平成18年7月1日施行）に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第1部・第2部構成からなる報告書です。

第1部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。

第2部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、令和元年度（平成31年度）における第五次北本市男女行動計画の取り組み状況を記載しています。

# 目 次

## 第1部 北本市の男女共同参画の推進状況

1 社会環境の状況	1
(1) 人口の推移	1
(2) 世帯の推移	2
(3) 高齢化の推移	3
(4) 少子化の進行	3
(5) 女性の年齢別労働力率	4
(6) 審議会等の委員における女性の比率	5
2 男女共同参画に関する意識	6
(1) 男女平等感	6
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方	7
(3) 社会の男女平等で重要なこと	8

## 第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第五次北本市男女行動計画の推進	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の概要	9
(3) 施策体系	11
2 男女共同参画への配慮	13
(1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック	13
3 第五次北本市男女行動計画の事業の推進状況	13
(1) 評価	13
(2) 事業実施状況	17
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	
2 男女がともに活躍できる環境づくり	
3 心豊かな生活の基盤づくり	
4 あらゆる暴力の根絶	
5 男女共同参画の推進体制の強化	

資 料	34
-----	----

## 第1部 北本市の男女共同参画の推進状況



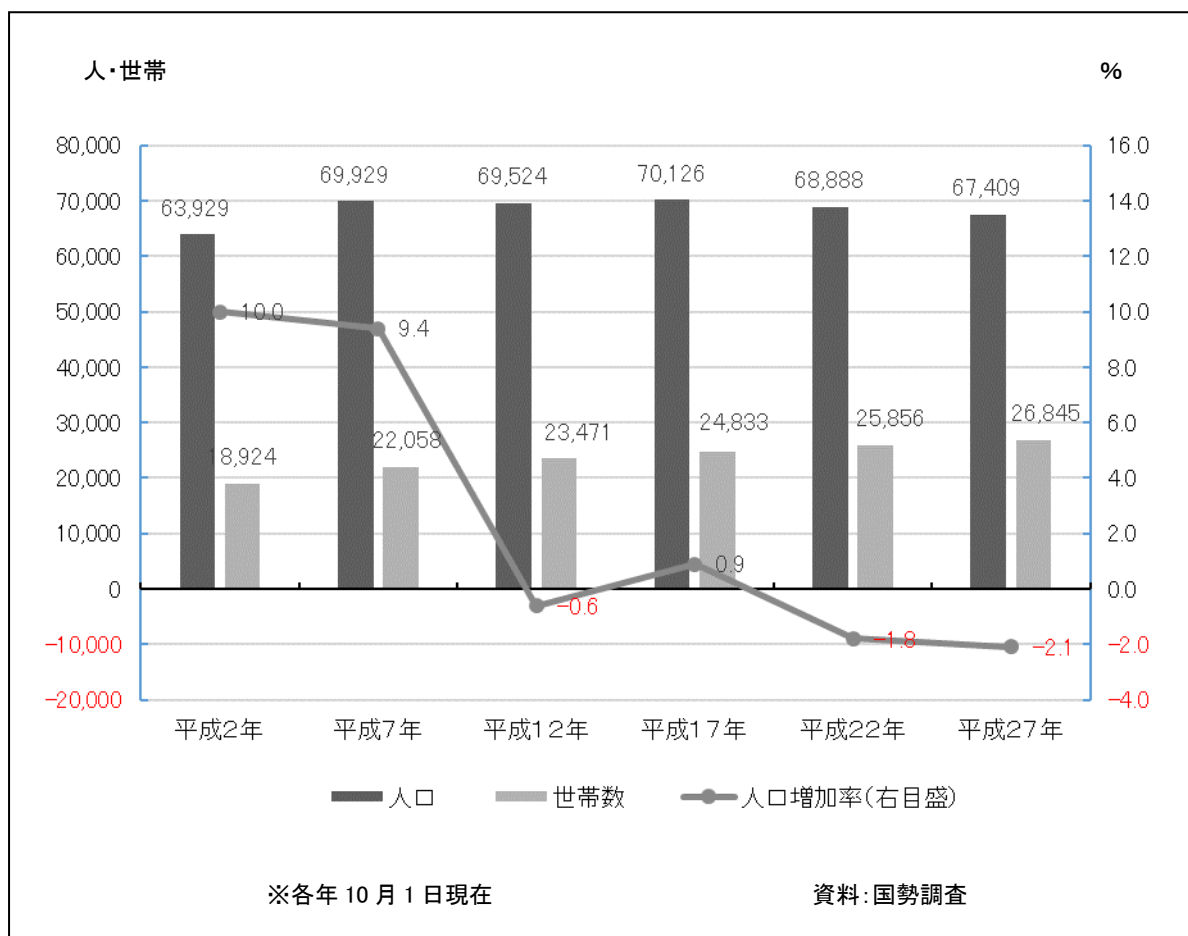
# 1 社会環境の状況

## (1) 人口の推移

国勢調査によると、平成27年10月1日現在の北本市の人口は67,409人、世帯数は26,845世帯で、一世帯あたりの人員は2.5人となっています。

平成7年までは、人口増加率10%前後と人口が増加傾向にありましたが、その後、横ばいとなり、平成17年以降は微減が続いています。一方、世帯数は増加しています。

本市の人口・世帯数の推移

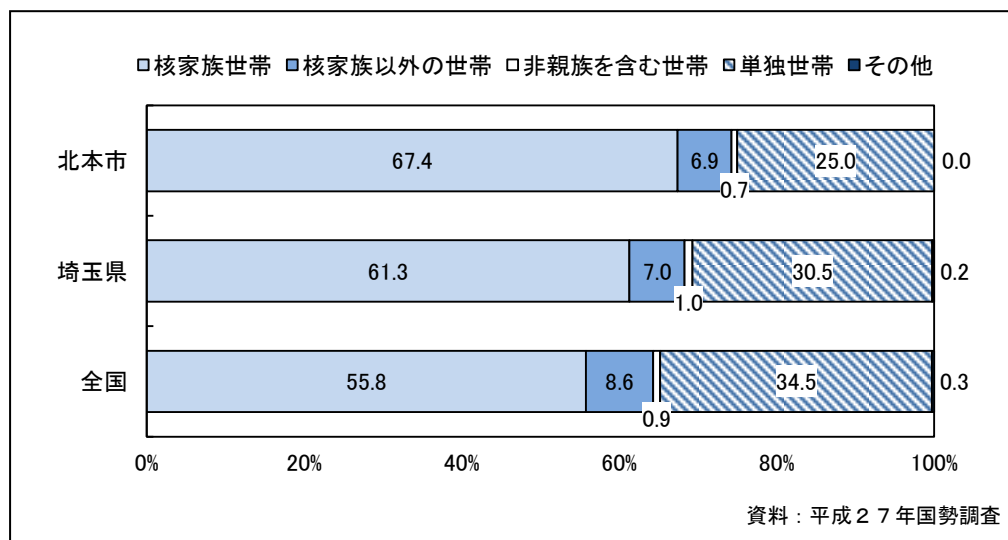


## (2) 世帯の推移

本市と全国、埼玉県的一般世帯構成比を比較してみると、本市は核家族世帯が67.4%と高い割合を占めていることが特徴としてあげられます。

一方で「単独世帯」は25.0%と全国や埼玉県と比較して低い比率となっています。

一般世帯構成比の比較（平成27年）



本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」及び「その他の親族世帯」の比率が低下し、「単独世帯」の比率が高くなりつつあることがうかがえます。

また、平成22年以降「父子世帯」、「母子世帯」とも比率は微減しており、世帯数も減少傾向にあります。

本市の一般世帯数の推移

年次	世帯数	核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計
		構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	
平成27年	18,088	18,088	1,838	186	6,710	365	49	26,822
	67.4	6.9	0.7	25.0	1.4	0.2	100.0	
平成22年	18,035	18,035	2,128	220	5,464	421	66	25,847
	69.8	8.2	0.9	21.1	1.6	0.3	100.0	
平成17年	17,881	17,881	2,381	129	4,428	389	58	24,819
	72.0	9.6	0.5	17.8	1.6	0.2	100.0	

資料：国勢調査

※一般世帯数・・・世帯総数から「施設」や「学校」等の世帯数を除いています。

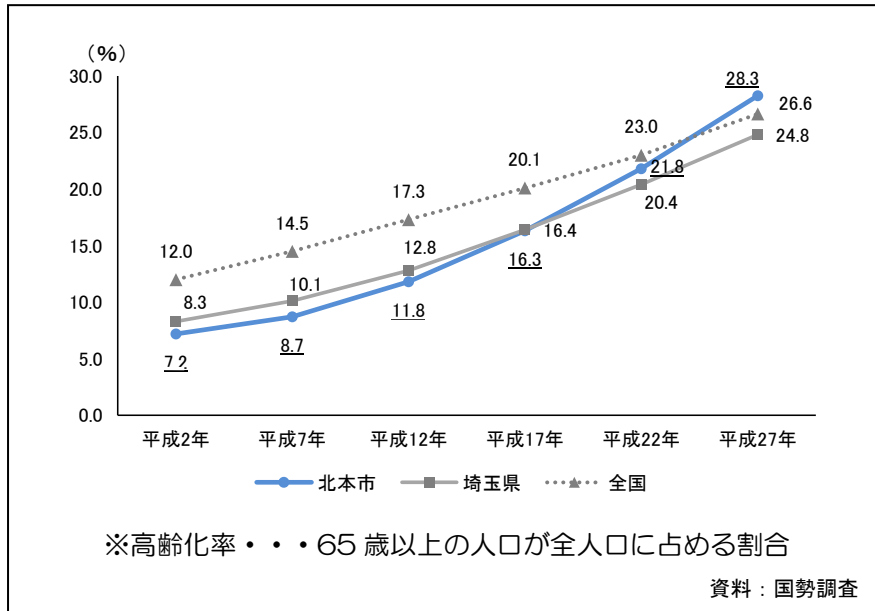
※非親族世帯・・・2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。



### (3) 高齢化の推移

全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率は年々上昇し続けています。また、平成27年には全国平均を上回る28.3%となっています。

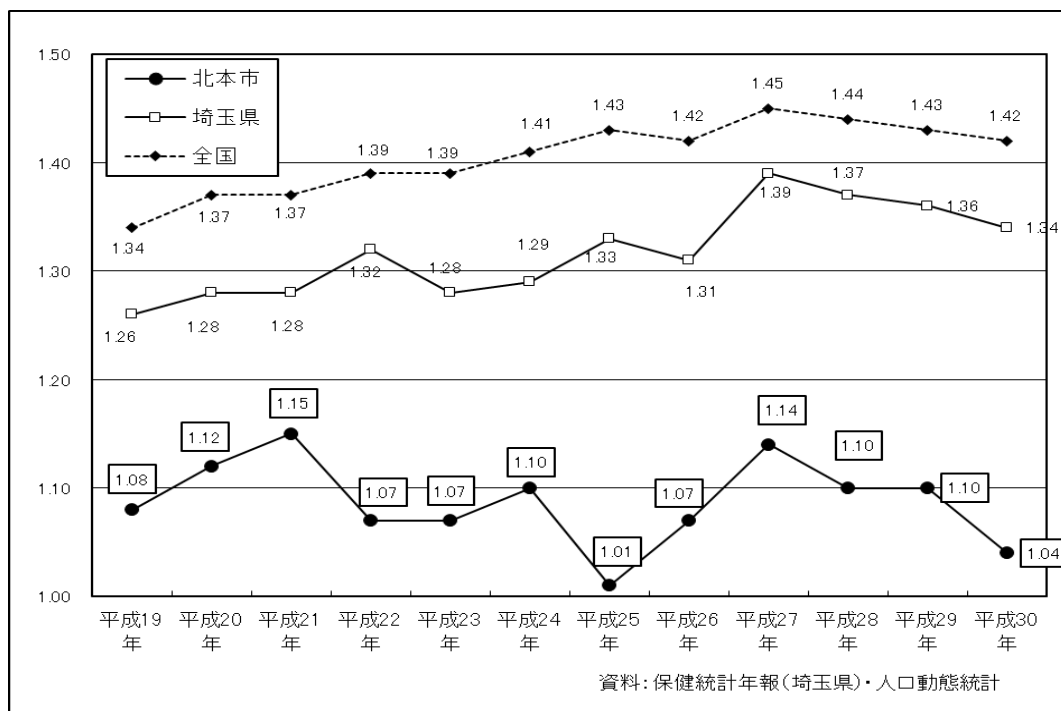
高齢化率の推移



### (4) 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。平成30年は、全国・県・市いずれも、前年度より減少していますが、本市の下落幅が最も大きく、全国・県との差が広がっています。

合計特殊出生率の推移

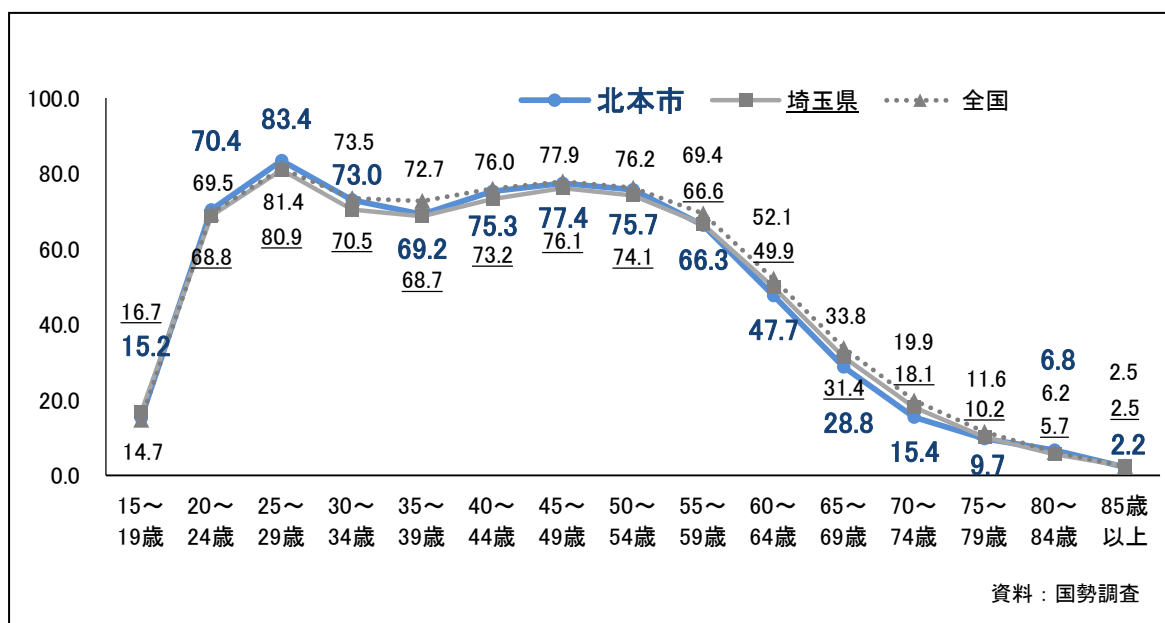


### (5) 女性の年齢別労働力率

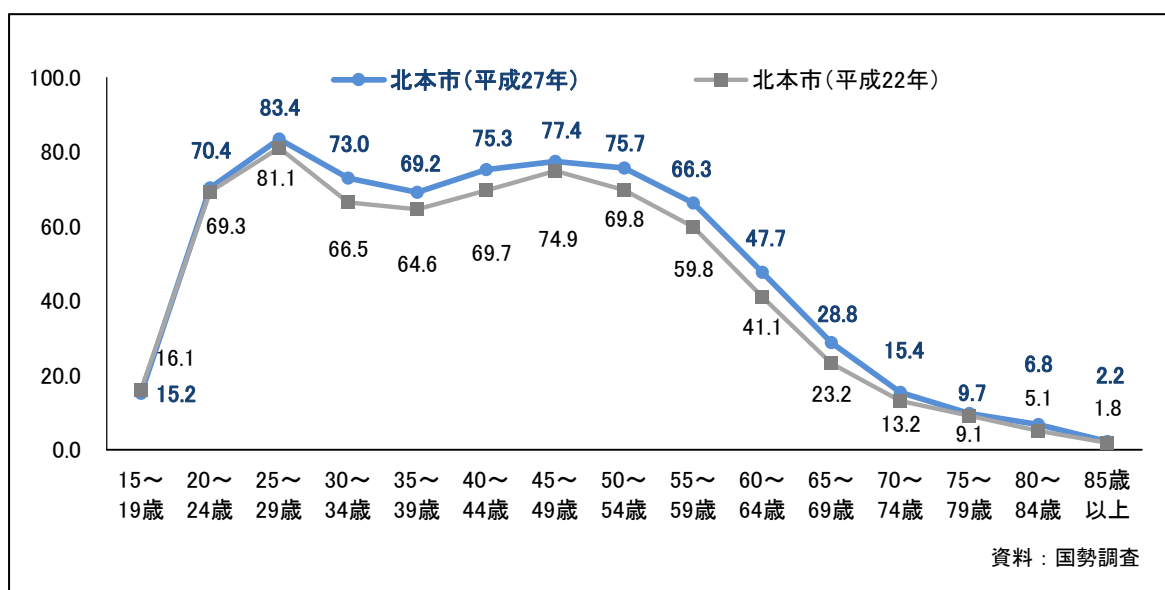
日本の女性の労働力率をみると、子育てや家事等が多忙になる30歳代で最も落ち込む傾向がみられます。年代別の労働力率を表すグラフの形状から「M字型曲線」といわれています。

埼玉県の特徴は、M字型曲線の谷が深く、その後の年代においても労働力率は全国よりも低いという傾向がみられます。本市の状況をみると、平成27年の30～34歳の女性の労働力率は73.0%、35～39歳の労働力率は69.2%となっており、埼玉県と比べ若干高い水準となっています。また、ほとんどの年齢階級で平成22年より平成27年で労働力率が上がっています。

女性の年齢別労働力率（平成27年）



女性の年齢別労働力率（経年比較）



## (6) 審議会等の委員における女性の比率

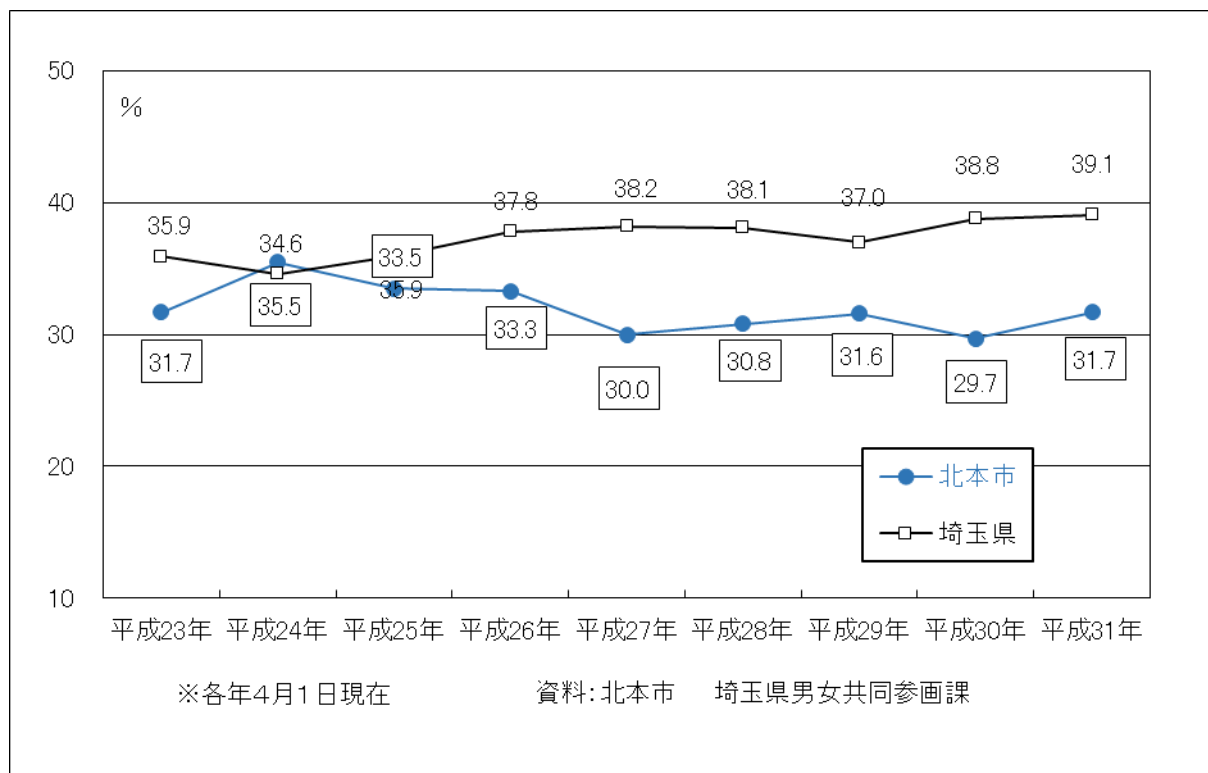
政策の立案や意思決定の過程において女性が参画することは、女性の視点を政策に反映するという意味で重要な取り組みです。

本市では、「北本市男女共同参画推進条例」の第14条第3項において審議会等委員の委嘱にあたって積極的格差是正措置を講ずることを規定しています。

本市の審議会等の委員における女性の比率は、平成24年の35.5%をピークに減少傾向にありましたが、平成28年、平成29年に回復した後、平成30年に再び減少し、令和元年（平成31年）に再び回復に転じました。

委員の選出方法が、関係団体からの推薦、選挙などによって選出する形態の審議会・委員会等が多く、男女の比率を調整することが難しい状況ではありますが、第五次計画でも、女性の比率の数値目標40.0%を引継ぎ、達成に向けて取り組んでいきます。

審議会等の委員における女性比率推移



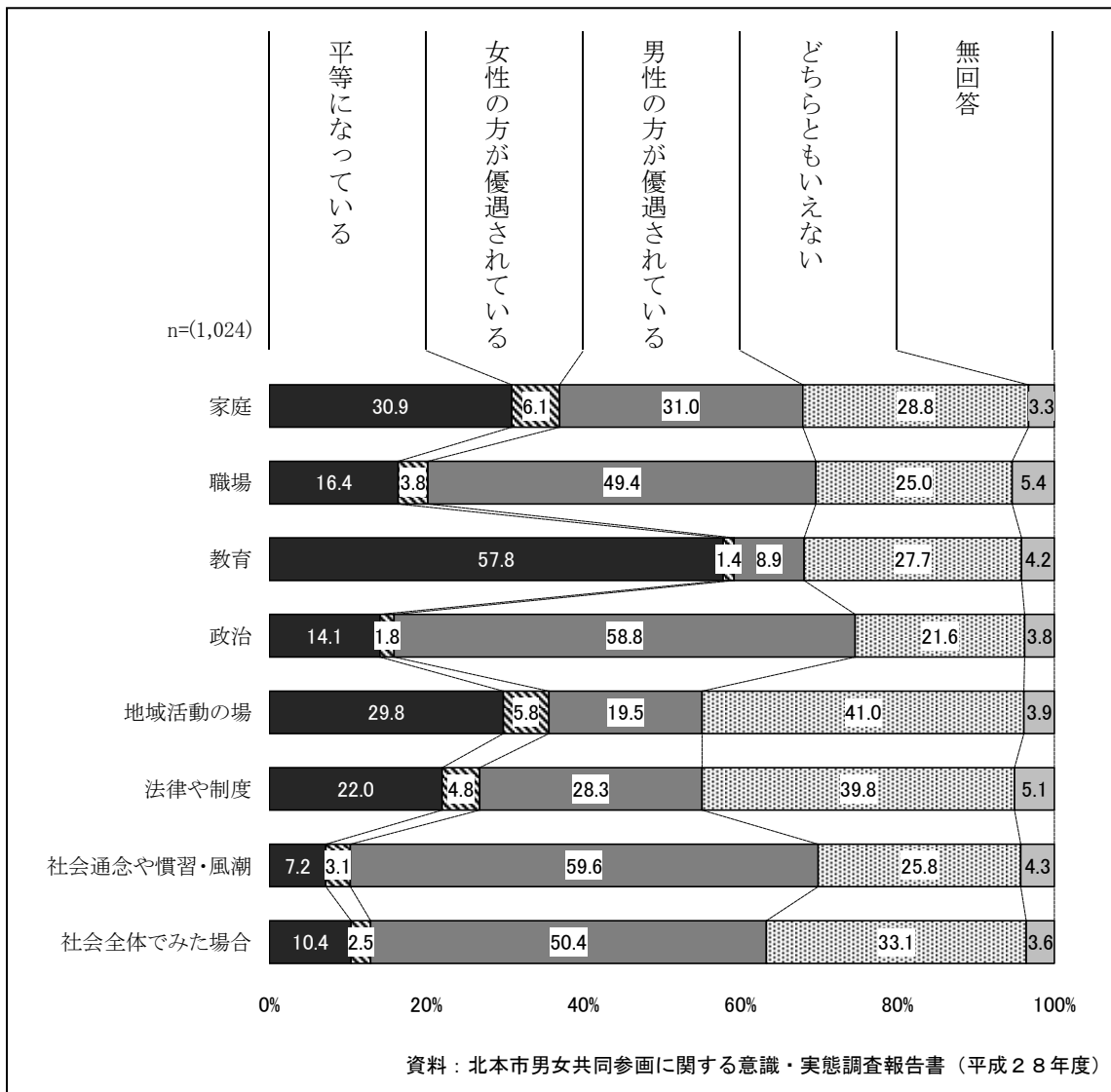
## 2 男女共同参画に関する意識

### (1) 男女平等観

様々な分野における男女平等観については、【教育】の分野は「平等になっている」という回答が57.8%と、過半数を超えています。

しかしながら、【政治】、【社会通念や慣習・風潮】、【社会全体でみた場合】では「男性の方が優遇されている」が過半数以上を占め、【職場】では50%に近い高い割合となっています。

男女平等観

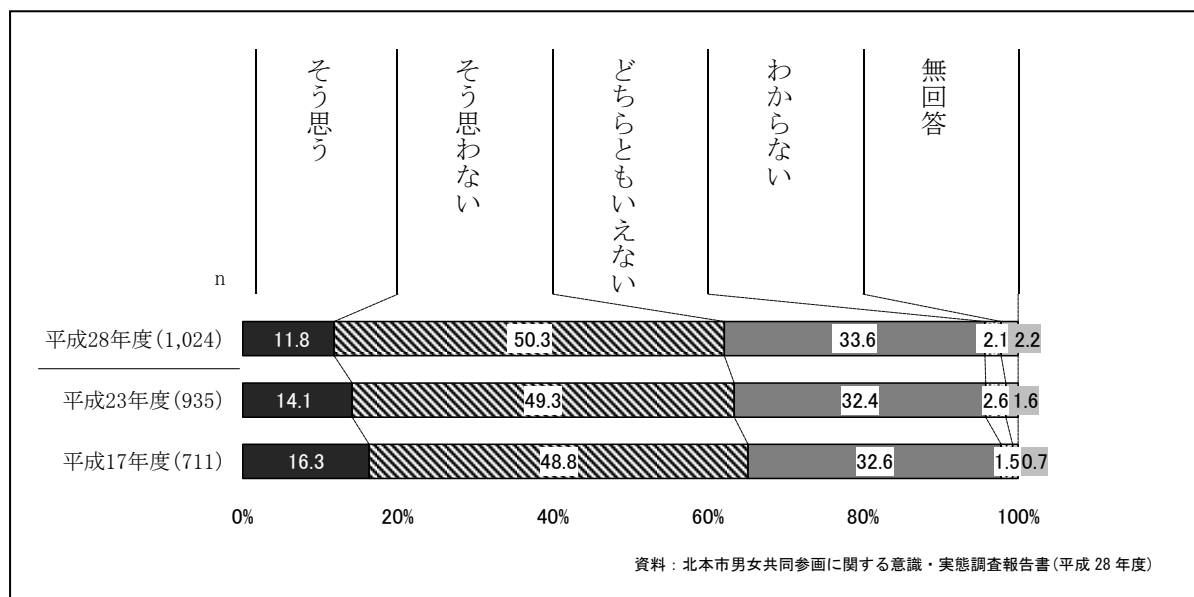


## (2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(50.3%)が最も高く、約半数を占めています。一方、「そう思う」は11.8%となっています。

前回調査(平成23年度、49.3%)と比較すると、「そう思わない」は1ポイント増加しています。一方、「そう思う」は前回調査(平成23年度、14.1%)から2.3ポイント減少しています。性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されていく傾向が伺えます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移

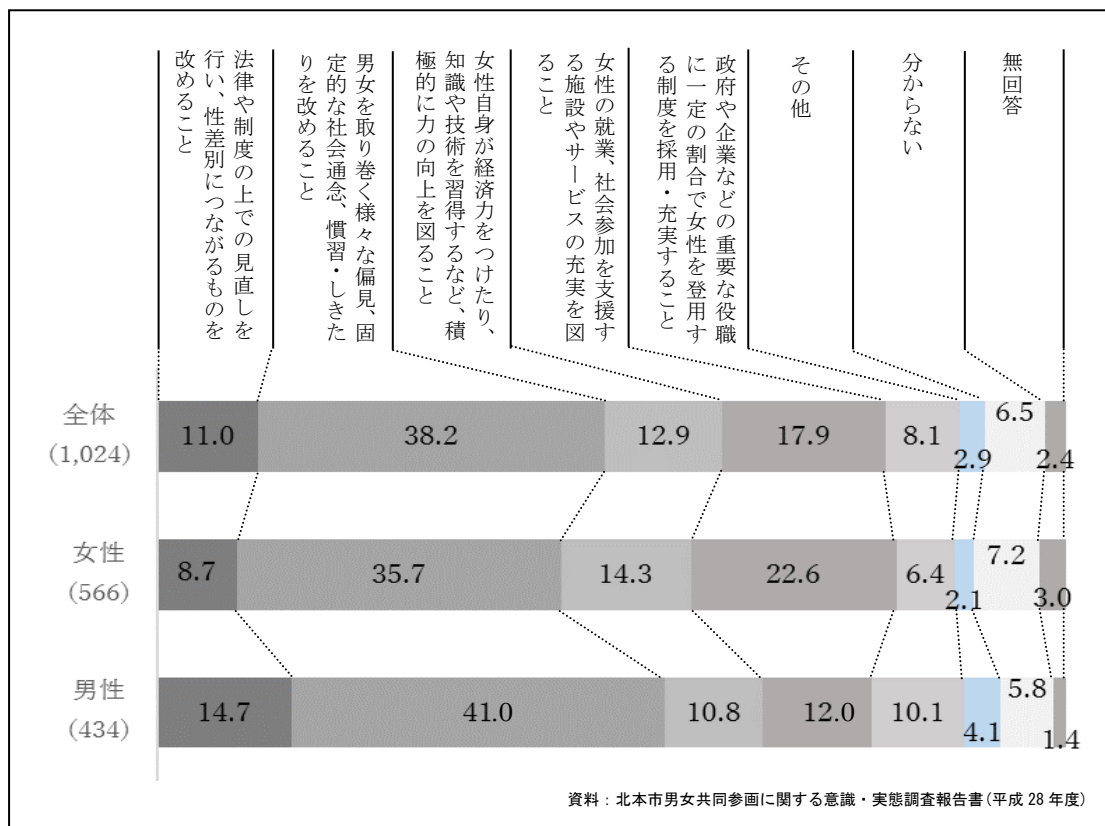


### (3) 社会の男女平等で重要なこと

社会の男女平等で重要なことは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」(38.2%)で約4割と最も高くなっています。

性別にみると、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、「法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること」などの啓発に関することは男性の方が高いのに対し、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は女性の方が10.6ポイント高くなっています。

社会の男女平等で重要なこと



## 第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

## 1 第五次北本市男女行動計画の推進

### (1) 計画の期間

この計画の期間は、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度までの 5 年間とします。

### (2) 計画の概要

#### 基本理念

この計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第 3 条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動への参画
- 5 国際協調
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- 7 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

#### 基本目標

この計画は、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

#### 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

家庭や学校教育の場、働く場や地域社会等あらゆる分野において、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持って行動することができるよう、意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点に立った教育の推進を行います。

#### 2 男女がともに活躍できる環境づくり

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、男性も働きやすく、家庭生活等へ積極的に参画できる基盤整備を行います。

#### 3 心豊かな生活の基盤づくり

男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女がともに子育て・介護を担うための講座の充実等に努めます。

また、妊娠や出産の自己決定権等に関する生命と性の尊重の意識づくりの普及を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、支援を必要とする人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境の整備を行います。



#### 4 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力等、性別や年代を問わず、あらゆる暴力を暴力として認識するための知識の普及に努めます。

また、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につなげることができるよう、相談体制の充実や緊急避難体制の確保、自立のための支援体制の強化に取り組みます。

#### 5 男女共同参画の推進体制の強化

本計画の推進に向けて、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開することができるよう、市、市民、事業者及び民間団体等との連携強化に向けた情報共有や人材の育成に取り組みます。

また、市内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、市内における男女共同参画の推進に取り組みます。

### (3) 施策体系

基本目標	基本的な課題
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり
2 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	1 働く場における男女共同参画の推進
	2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進
3 心豊かな生活の基盤づくり	1 ワーク・ライフ・バランスの推進
	2 安心して暮らせる環境整備
4 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	1 暴力の根絶のための意識啓発
	2 相談体制の充実
	3 暴力被害者の保護・支援
5 男女共同参画の推進体制の強化	1 計画の総合的な推進体制の充実

## 施策の方向性

- ① 男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- ① 経済分野における女性の活動支援
- ② 男女がともに働きやすい職場環境の整備

- ① 政策・意思決定の場における女性の参画促進
- ② 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

- ① 男女がともに取り組む子育て・介護への支援
- ② 仕事と家庭生活の両立支援

- ① 誰もが地域で生き生きと暮らすための支援
- ② 生命と性の尊重の意識づくり

- ① 意識啓発・広報の充実
- ② 地域における暴力防止対策の推進

- ① 相談体制の充実

- ① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保
- ② 被害者の自立支援

- ① 庁内における男女共同参画の推進
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 計画の進行管理
- ④ 調査研究・情報の収集と提供
- ⑤ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

## 2 男女共同参画への配慮

### 男女共同参画の視点からの配慮度チェック

第五次北本市男女行動計画の施策体系に沿って位置付けられた事業（117 事業）について、男女共同参画の視点からの配慮を行ったか以下のポイントで各課がチェックしました。

男女共同参画配慮度チェックポイント	事業数
① 事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。	95
② 女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。	73
③ 男女それぞれに事業の効果があつた。	73
計	※241

※一つの事業につき複数選択可であるため、事業数の合計は、第五次計画に位置付けられた事業（117 事業）を超えています。

## 3 第五次北本市男女行動計画の事業の推進状況

第五次北本市男女行動計画に位置づけられた事業の、令和元年度（平成 31 年度）の実施状況は以下のとおりです。

### 評価

第五次北本市男女行動計画では、以下の基準に基づき、各課が事業の進捗状況进行评估しています。

- <評価基準>
- A…達成したため事業を終了
  - B…概ね達成
  - C…達成半ば
  - D…不十分
  - E…未実施

### 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	0	12	2	1	1	16
総事業数に占める割合	0%	75%	13%	6%	6%	100%

主な事業として、啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育、人権意識の高

揚のための事業等を実施しています。

広報紙やホームページを活用した広く一般への啓発、学校での男女平等教育や生徒への啓発、保護者を対象とした家庭学級の開催など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、人権意識の高揚を図っています。

意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

## 基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	0	16	6	0	1	23
総事業数に占める割合	0%	70%	26%	0%	4%	100%

主な事業として、女性の起業・再就職支援、男女がともに働きやすい職場環境整備、防災・防犯分野における参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

政策や意思決定の過程である審議会等では、女性委員の割合を40%とする目標値を定め、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう努めていますが、目標達成には至っていない状況です。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策・意思決定過程への女性の参画を進めます。

また、防災分野において女性等のニーズを反映した対策を進めるため、北本市地域防災計画において女性や災害時要支援者等に対し配慮するよう定めており、避難所における対応職員は必ず1人女性を配置しています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、職場環境整備のための支援等を継続して行っていきます。

## 基本目標 3 心豊かな生活の基盤づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	0	33	1	0	1	35
総事業数に占める割合	0%	94%	3%	0%	3%	100%

主な事業として、ワークライフ・バランス推進のための子育て支援や介護支援、誰もが安心して暮らすためにひとり親家庭・高齢者・障がい者・LGBT（性的マイノリティ）への支援、ライフステージに合わせた女性の健康づくりに関する支援等を実施しています。

仕事と家庭生活の両立支援としては、ステーション保育事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業を実施し、地域で働く女性を支援しています。勤務形態の多様化に伴う休日保育の需要への対応等、新たな課題も発生しています。

ひとり親家庭に対しては、父又は母が就職に有利な資格を取得するため修学している間、高等職業訓練促進給付金等を支給し、生活の負担の軽減を図ることによって、就労を支援しています。

高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすために、権利擁護の支援や相談事業等を実施するとともに、多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会に関する理解を深めるため、市民向けの講座を開催しました。

少子高齢化が進む中、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続き、きめ細かな取組が必要です。

#### 基本目標 4 あらゆる暴力の根絶

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	0	25	2	0	0	27
総事業数に占める割合	0%	92%	8%	0%	0%	100%

主な事業として、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

近年、DV被害者の相談内容は複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多く、DV支援担当課だけでは対応が難しい状況にあります。よって、庁内各課と連携して、保護・支援にあたりました。また、「暴力は決して許されるものではない」との認識を広げ、暴力が根絶することを目指し、パネル展の開催、全職員の名札にパープルリボンの貼付、パープルリボンをモチーフにしたタペストリーの作製、市内事業所との共催によるパープルライトアップ事業、新成人へデートDVパンフレットの配布等様々な啓発に取り組みました。

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、引き続き啓発を行っていきます。

## 基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	0	10	3	1	2	16
総事業数に占める割合	0%	62%	19%	6%	13%	100%

主な事業として、計画の総合的な推進に向け、事業の進捗状況の把握と評価を行い、年次報告書としてとりまとめました。年次報告書は、市ホームページでも公表していません。

庁内の関係各課長を構成員とする男女共同参画推進委員会においては、第五次計画の進捗状況の評価・検証を行いました。

北本市役所では、平成30年度は配偶者出産休暇取得者が7人、育児参加のための休暇取得者が3人、育児休業取得者は0人でしたが、令和元年度（平成31年度）は、配偶者出産休暇取得者が2人、育児参加のための休暇取得者が3人、育児休業取得者は0人でした。男性職員が育児休業等を取得しやすいよう、男性自身の固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。





## 男女共同参画の推進に関する事業の推進状況評価シート

## 基本目標Ⅰ【男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり】

## 1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり

## 1-1-1 ①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進	男女共生塾の開催	男女共同参画についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を進める。 男女共同参画の専門的な講座はWith Youさいたままで開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する。	令和2年3月15日(日)、文化センターで開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため開催を中止した。 【予定していた講座内容】 テーマ:「家庭や職場で役に立つ!脳科学からみる男と女のコミュニケーション術」講師:手塚祐基氏(株式会社リサーチ研究員)	男女が互いに理解し認め合い気持ちよく生活できるよう、コミュニケーションのコツを学べる講座を予定していた。また、男性、女性ともに参加しやすいよう日曜日の開催を予定していた。	E	○	○		新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかった。同様の講座を令和2年度に開催予定。	人権推進課
	男性に向けての男女共同参画の啓発	講座や広報紙等を通じて、男性にとっての男女共同参画についての啓発を行う。	令和2年1月に発行した男女共同参画情報紙「シンフォニーvol.26」の特集でシニア世代のご夫婦へのインタビュー記事を掲載し啓発を行った。また、DV防止等を啓発するポスターを庁舎内に掲示し、啓発を行った。	「シンフォニー」の特集記事では、夫婦円満の秘訣や男女がともに充実したシニアライフを送るための心構えなどについて男性の意見も掲載することで、男性にも自分事として考えてもらう機会を提供した。	B	○	○	○	男性に向けた啓発方法の工夫が課題となっている。講座の開催、情報紙の発行など、男性に興味を持たれるテーマで啓発を行っていく。	人権推進課
	男女共同参画に関する法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。	市の条例をパネル展で周知した。また、ホームページでの掲出を継続した。	市役所庁舎ホールにおいて開催していたパネル展を、年齢・男女の区別なく利用が見込まれると思われる文化センターエントランスに変更した。	B	○	○		条例だけでなく、法令についても周知を図っていく。	人権推進課
	男女共同参画コーナーの充実・利用促進	男女共同参画推進拠点施設の充実及び利用促進を図る。	市役所庁舎2階に開設している男女共同参画コーナーにおいて、男女共同参画に関する書籍やイベント等のチラシを設置し、情報提供を行った。	男女共同参画の推進に関わるチラシ、冊子等を積極的に配架した。	C	○			男女共同参画コーナーの認知度が低いと思われるため、積極的に周知していくとともに、今後も有効的に活用していく。	人権推進課
	男女共同参画推進パネル展の開催	男女共同参画社会の重要性を啓発するため、パネル展を開催する。	6月18日～25日に文化センターエントランスホールで開催。「スポーツと女性」についてのパネルを掲示し、併せて「北本市男女共同参画推進条例」「北本市男女行動計画」「男女共同参画週間ポスター」を掲示した。	不特定多数の人が訪れる文化センターのエントランスホールを会場とした。パネルやポスターと共に啓発品を置き、文化センターを訪れた人が立ち寄りやすいよう心掛けた。	B	○	○	○	市民の方が興味を持ちやすいテーマのパネルを選択するとともに、展示方法についても工夫していく。	人権推進課
市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものにするため、職員の意識啓発を行う。	『男女共同参画の視点から考える表現ガイド～よりよい公的広報をめざして～』(埼玉県発行)を各課に配布し、職員の意識啓発を行った。	市の刊行物を作成する際の参考として表現ガイドブックを庁内共通キャビネットに掲載し、常に確認することができる環境を整えた。	B	○	○	○	職員研修等の機会も活用しながら、市の刊行物等の作成の際の意識啓発を行っていく。	人権推進課	

## 【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があつた

## 【評価】

- A…達成したため事業を終了 B…概ね達成  
C…達成半ば D…不十分 E…未実施

広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進	「シンフォニー」の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	第26号を令和2年1月に発行。A4版4ページ、24,000部作成し、広報1月号とともに全戸配布した。編集協力員4人。	市民の目に留まりやすいよう、年末に配布する広報1月号と同時配布した。また、行政のみの視点ではなく市民目線を取り入れるため、企画・編集について市民から公募した編集協力員の協力を得た。	B	○	○	○	編集協力員が全員女性であることから、男性の協力員に加わってもらうよう工夫していく。また、自治会の負担となる全戸配布が懸案となっており、配布方法、配布時期など、引き続き検討する。	人権推進課
	広報紙やホームページを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。	「シンフォニー」を広報1月号と同時配布するとともに、ホームページに「シンフォニー」及び「男女共同参画の推進に関する年次報告書」を掲載した。また随時、男女共同参画に関する情報を広報やホームページに掲載した。	「シンフォニー」を広報と同時配布にすることで、独立した情報紙としても掲出できる形態とし、男女共同参画コーナーに掲出している。	C	○	○		男女共同参画社会に関する啓発記事を広報紙にも掲載することを検討する。	人権推進課
	広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	人権教育啓発資料「ふれあい」、人権教育推進委員会広報「けやき」を発行し、市内全戸に配布した。人権尊重社会の推進と意識の高揚を重視し、男女共同参画社会実現に向けて、広く市民への意識啓発に努めた。	主な人権課題について分類して取り上げた中で、男女共同参画を意識した情報も掲載した。	B	○			今後も、男女共同を意識した、人権啓発を継続的に進めていくための手法について、検討が必要である。	生涯学習課
団体や個人に向けた男女共同参画意識の高揚	表彰制度の整備	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に寄与している個人・団体等を表彰する制度の整備について検討する。	男女共同参画の推進に寄与している個人・団体等の把握方法を模索中。表彰制度を整備している自治体の情報収集を行った。		D			男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進と相乗効果を図れるような制度整備について、今後も引き続き検討する。	人権推進課	

1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	男女平等の視点を取り入れた学校の教育活動の推進	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないことなどを通して、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	児童生徒が男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけられるよう、日々の教育活動において指導を行った。	指名時に男女分け隔てなく、「さん」付けで呼ぶ等といった取組を通して、性別にとらわれない考え方を育んだ。	B	○		○	形式的なものだけでなく、男女平等の意識について、指導する教師側の意識もさらに高めていく。	学校教育課
	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小中学校段階における男女共同参画社会の基礎づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。	各学校において、人権教育の年間指導計画に男女平等の視点での指導を位置づけ、各教科領域の授業や学校行事等を通して、男女平等の見地に立った指導を実施した。	児童生徒の発達段階に応じた指導について、各中学校区で小学校と中学校の間でも教員間の共通理解を深めることができた。	B	○		○	今後も、男女平等の意識の元、さらに教職員間の共通理解を図りながら、指導にあたっていく。	学校教育課

保護者や教職員への啓発活動	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	定期的、また臨時に行う教職員研修の中で、「男女共同参画」に関する内容を取り上げ、教職員の正しい理解と意識の啓発に努めた。	児童生徒を適切に指導しなければならない教職員自らが、男女平等に関する正しい理解と人権感覚を身につけることができた。	B	○	○	○	教職員の大量退職とそれに伴う新採用教員の増加にともない、教職員研修をより一層充実させる必要がある。	学校教育課
	保護者への啓発の充実	学校での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。	学校だよりやホームページ、また学校行事などを活用して、保護者へ情報を発信した。	小・中学校での男女平等に関する取組を学校だよりやホームページを通して伝えた。また学校行事などで保護者に対して依頼や啓発を行った。	B	○	○	○	保護者の意識の現状や、啓発状況を確認することが難しい。	学校教育課
社会的・文化的な固定観念にとらわれないキャリア教育の推進	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	キャリア教育の目標の達成に向けて、「社会科などの各教科」「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」「学校行事」等におけるキャリア教育関連の指導計画を各学校の教育計画に示し、実施した。	中学校では、第2学年で3日間の職場体験事業を実施した。職場体験において働くことの意義を学ぶ中で、男女がお互いを尊重しながら助け合うことで社会が構築されていることを肌で感じる事ができた。	B	○	○	○	発達の段階に合わせた継続的な指導方法の工夫が必要である。キャリア教育推進委員会で、各学校の取組を参考に、共通理解をさらに深める必要がある。	学校教育課
国際的な視点を持った男女共同参画の推進	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間をとおして日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界平和と発展に貢献するような児童・生徒を育成する。	様々な角度から物事を見つめ、日本及び諸外国の文化・伝統の理解や国際交流に積極的に取り組める児童・生徒の育成を目指し、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等の授業において指導した。	男女平等に関する活動等の啓発を行うとともに、教職員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施した。	B	○	○	○	今後さらに伝統・文化、そして考え方を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進を図るための方策を検討していく。	学校教育課

基本目標Ⅱ【男女が共に活躍できる環境づくり】

2-1 働く場における男女共同参画の推進

2-1-①経済分野における女性の活動支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
経済分野における女性の活動支援	経済分野における女性の活動支援に向けた意識啓発	起業、経営をはじめとする経済分野における女性の参画の重要性を情報紙やホームページ等を通じて啓発し、女性の経済分野への参画を促進する。	内閣府や県男女共同参画推進センター主催の講演会や講座について、男女共同参画コーナーにて随時情報提供を行った。また、ホームページに「埼玉版ウーマノミクスサイト」へのリンクを貼り、情報提供に努めた。	前年度より継続して「埼玉版ウーマノミクスサイト」へのリンクを貼る等、女性の活動支援、意識啓発にあたるような情報の提供を行った。	C	○			産業観光課と情報共有しながら、市内事業所等に呼びかけ、女性の経済分野への参画を促進していく。	人権推進課
	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	県の要項に基づき、地域において積極的に農業経営に従事し、農業における男女共同参画を推進している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として認定するよう推進した。また、北本市農政推進会議における農業振興事業の一つとして、女性農業者を対象とした農業先進地への視察研修を開催した。(参加16人)		B	○	○		女性農業者視察研修は参加者が固定しており、新たな参加者を増やすための工夫が必要。	産業観光課

【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があった

【評価】

- A…達成したため事業を終了 B…概ね達成
- C…達成半ば D…不十分 E…未実施

	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	商工会の一般事業費に対し助成するなかで、商工会女性部の研修・活動に対し支援を行った。	自立する女性の活動範囲の拡大を図るため、情報収集に努め、引き続き支援していく。	B	○			固定的な役割分担意識の解消が必要と考える。	産業観光課
多様な働き方の実現に向けた支援	女性の起業・再就職支援	女性の再就職や起業のための情報提供や多様な働き方についての啓発を行う。	内閣府や県男女共同参画推進センターの講演会や講座について、男女共同参画コーナーにて随時情報提供を行った。		C	○			今後は、産業振興課と連携しながら、商工会や市内事業所等に呼びかけ、女性の経済分野への参画を促進していく。	人権推進課
	女性の起業・再就職支援	商工会と連携した相談体制により支援を行うとともに、起業に関する支援制度や講座、相談窓口等についての情報提供を行い、起業をめざす女性を支援する。また、女性の再就職についての講座の情報や相談窓口の情報提供を行う。	埼玉県女性キャリアセンターと共催して就職サポート県内キャラバンin北本を開催し、再就職活動の支援を行った。 *経験を活かして再就職を乗り切ろう! 実施日：令和2年2月19日(水) 参加者：6人		C	○		商工会との連携がやや不足しているため、連携を強化する必要がある。支援者に対し、参加者が少ないことから、PR方法の検討が必要と考える。	産業観光課	
	無料職業紹介所の充実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	市民の雇用の促進と商工業の振興のため引き続き実施し、女性の社会参加を支援した。 求人数：166件、求職件数：109件、就職件数：6件	広報、ホームページに掲載し広く周知を図った。 旧地域経済推進課窓口での求人情報の配架を行った。	B	○	○	○	就職者の増加を図るため、求人登録事業者の拡大により就労機会の増加を図り、市民ニーズに応える必要がある。	産業観光課
	内職相談の充実	内職に関する求人情報の提供を始め、工賃やトラブル、苦情などの相談を実施。	内職に関する求人情報の提供と相談業務を行い、家庭にいながらも社会に参加する女性への支援を行った。 相談件数：56件、求職件数：20件、内職あっせん件数：10件	広報、ホームページに掲載し広く周知を図った。	B	○	○	○	内職を委託する登録事業者の拡大により就労機会の増加を図り、求職者の要望に応じていくことが求められる。	産業観光課

## 2-1-2 男女がともに働きやすい職場環境の整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
各種法制度の周知	各種法律・制度等の周知	男女雇用機会均等法等、法や制度の周知を行い、労働の場での男女共同参画を進める。	国や県からの法改正の情報収集や制度周知のパンフレット等を課内に備え、広報・周知を図った。	国や県からの法改正の情報収集や制度周知のパンフレット等を課内に備え、広報・周知を図った。	B	○	○	○	女性の社会進出のための国や県の政策や制度改正等を、遅れることなく広報・周知していくことが求められる。	産業観光課
	パートタイム労働法の啓発	パートタイム労働法を周知、啓発することでパート労働者の労働条件の向上を図る。女性が多いパートタイム労働者の労働条件は、フルタイム労働者と比べて、不利な条件であることが多いため、法の周知を図る。	リーフレットの配架を行った。また、埼玉県と共催で行った埼玉県労働セミナーでは労働法に関する制度や知識、情報を普及し、よりよい選択の推進を図ることができた。加えて、女性向け就職支援セミナーでは、雇用情勢について学び、労働条件への意識啓発ができた。	リーフレットの配架、労働セミナーの実施により法の周知を図った。	B	○	○	○	法改正や制度に関する情報の広報・周知を引き続き行うとともに、女性向け労働セミナーを継続して行い、両立支援の制度理解を深める機会を設ける必要がある。	産業観光課

北本地区埼玉県労働セミナーの充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	埼玉県と共催して労働セミナーを開催し、労働法に関する制度や知識、情報の周知を図った。 ・知っておこう！働き方改革 実施日：令和元年7月31日(水) 参加者：19人	リーフレットの配架、労働セミナーの実施により法の周知を図った。	B	○	○	○	人々の興味関心が強く、かつ全ての労働者が安心して働ける職場づくりに効果的なトピックを選定し広く周知することが必要であると考えられる。	産業観光課	
	男性の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	国や県からの法改正の情報収集を行い、育児・介護休業法の改正について広報、ホームページを通じて周知を図った。送付されたリーフレットを配架した。	商工会へ周知の依頼をした。市内大手企業にリーフレットを用いて説明を行い、セミナー講師派遣などの事業の周知を図った。	B	○	○	○	制度の周知とあわせて、活用事例の紹介をすることで、現実味のある話として捉えてもらう。	産業観光課
経営者や管理職者への理解促進	両立支援制度の周知	労働講座や啓発資料の配布などを通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行う。	埼玉県と共催して労働セミナーを開催し、労働法に関する制度や知識、情報の周知を図った。 ・知っておこう！働き方改革 実施日：令和元年7月31日(水) 参加者：19人	リーフレットの配架、労働セミナーの実施により法の周知を図った。	B	○	○	○	人々の興味関心が強く、かつ全ての労働者が安心して働ける職場づくりに効果的なトピックを選定し広く周知することが必要であると考えられる。	産業観光課
	経営者、管理職を対象とした研修会の実施【新規】	経営者や管理職を対象に、育児・介護休業の取得促進等、従業員が働きやすい職場環境の促進に向けた研修会を実施する。	未実施		E				来年度以降の実施にむけ検討する。	産業観光課
各種ハラスメントの防止	各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、職員が働きやすい環境整備を支援する。	管理職を対象にハラスメント防止を目的とした職員研修を実施した。研修参加者 48人		B	○	○	○	ハラスメント防止対策として北本市ハラスメント防止に関する指針を作成する。	総務課
	各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシを配架し、周知及び啓発を図った。	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシを配架し、周知及び啓発が図られた。	B	○			セクシュアル・ハラスメントについては相談しにくい話題であることから、相談しやすい環境づくりが課題となる。埼玉県と連携を深め、女性に関する労働相談や情報提供などに取り組む必要がある。	産業観光課

2-2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進

2-2-①政策・意思決定の場における女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
審議会・委員会等委員への女性の登用推進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。	関係各課に女性の登用状況調査を行い、報告書を作成。平成31年4月1日現在の審議会・委員会等における女性委員の割合は31.7%。前年の29.7%より2.0ポイント増加。		B	○			目標に設定している女性の割合40.0%を達成できるよう、委員の推薦を依頼する場合には、依頼先の団体等へ男女共同参画の意識啓発を図ることを検討するよう関係各課に働きかける。	人権推進課

【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があつた

【評価】

- A…達成したため事業を終了 B…概ね達成
- C…達成半ば D…不十分 E…未実施

	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で同数の男女の割合を持って審議することによってあらゆる角度からの意見等を反映する。	審議会・委員会等委員における女性の登用状況調査を行い、報告書を作成・報告することで、女性委員の割合について再確認する機会としている。多くの審議会・委員会において男性委員の割合が高く、男女の偏りのない委員による審議が実現できていない。	委員を改選する際、関係機関等への委員推薦依頼時に女性参画の推進について配慮するよう依頼している。	C	○			審議会や委員会の特性から、男女同数とすることが難しいが、引き続き男女共同参画に関する意識啓発を図り、女性の割合を増やすよう工夫する。	人権推進課課
自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、単位自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるような環境づくりを進める。	111自治会のうち7地区で女性の自治会長が就任。そのうち、自治会連合会の会計に1人、理事に3人就任しており連合会の運営に積極的に参加した。		C		○		単位自治会の地域活動においては女性の参加がみられるが、地域の総意で選出される自治会長の女性就任は少ない。	くらし安全課

## 2-2-2 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
日常的な地域防災活動への支援	自主防災組織における男女共同参画の推進	地域防災組織の結成と育成を図る。また、自主防災組織に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性など、男女共同参画の視点の必要性について啓発に努める。	防災訓練打合せの実施。 自主防災会と共同での防災訓練の実施。 区長説明会において未設置自治会に対し、設置に向けて周知(新規設置2団体、合計団体数63)した。	防災訓練打合せ会議において、自主防災会の男女ともに役員になっていただくよう周知した。 防災訓練において更衣室の設置や避難所における犯罪について周知した。	C	○	○	○		くらし安全課
男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	女性に配慮した災害対応、復興対応の検討	災害対策及び復興対応において、女性のニーズを反映した対策を進めるため、男女共同参画の視点から検討を行う。	避難所対応職員を配置した。	3名配置している避難所対応職員のうち1名は女性職員を配置した。	B	○	○	○		くらし安全課
	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	避難所運営ゲーム(HUG)を用いた講座の実施などを行う。	HUG訓練を実施。	グループ分けの際、男女の比率に配慮した。	B	○	○	○		くらし安全課
男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備	防犯体制における男女共同参画の推進	地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防犯組織の活動支援を行うとともに、犯罪の起こりにくい環境整備を進める。また、犯罪被害者への支援を行う。	区長説明会において未設置自治会に対し、設立に向けて周知を実施した。 また、自主防犯団体の組織設立の支援や防犯カメラの運用及び青パトによる防犯パトロールを実施した。 犯罪被害者に対する相談及び犯罪被害者支援センター窓口の紹介、犯罪被害者給付金等の教示等を実施した。	自主防犯団体 総数118団体 防犯相談 平均2回 自主防犯団体の組織設立の支援や防犯カメラの運用及び青パトによる防犯パトロールを実施した。 犯罪被害者に対する相談及び犯罪被害者支援センター窓口の紹介、犯罪被害者給付金等の教示等を実施した。	B			○	自主防犯組織の把握と新規設立の促進が停滞している。 犯罪被害者支援に関しては活動の周知と更なる広報が必要である。	くらし安全課
	防犯意識の高揚	警察や防犯協会と連携し、防犯指導や啓発活動を進め、防犯意識の高揚を図る。	振り込め詐欺や街頭犯罪防止キャンペーン等を警察・防犯協会と連携して実施したり、防犯講話を実施した。	振り込め詐欺や街頭犯罪防止キャンペーン等を警察・防犯協会と連携して実施したり、防犯講話を実施した。	B			○	振り込め詐欺の件数が増加していることや手口が多様化していることから重点的に啓発・防止を図っていく。	くらし安全課

## 基本目標Ⅲ【心豊かな生活の基盤づくり】

## 3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

## 3-1-1 ①男女がともに取り組む子育て・介護への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
男女がともに取り組む子育てへの支援	保育所親支援事業の充実	子の育ちや子への関わりを学び、親としての自覚と自信を高め、家庭での養育力向上を図るため、保護者の保育参加を進める。	夏祭り参加など保育参加事業を実施している。	保護者による参加を可能とした。	B	○	○	○	普段送迎をしている母親だけではなく、父親の参加についても呼びかける。	保育課
	子育てパンフレットの発行	子育てに関する情報提供を行う。	「子育て応援ガイドブック」を更新し発行。	児童館・子育て支援センター・小学校・幼稚園・保育園・認定こども園はじめ、子育て世代に配布した。	B	○	○	○	子育て支援制度の改正に合わせ、随時更新することが課題。	子育て支援課
	マタニティセミナー、パパのためのお風呂の入れ方講習会	安心・安全な妊娠期間を過ごすとともに、出産後の育児について家族間で協力し合えるよう促す。	マタニティセミナー前期3回実施10人 マタニティセミナー後期5回実施29人 パパのためのお風呂の入れ方講習会4回実施77人	子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターから必要な支援としてマタニティセミナー等を伝え、家族で育児協力ができるよう取り組んだ。	B	○	○	○	引き続き、男女が共に子育てに取り組める様、子育て世代包括支援センターを中心に支援を行う。	健康づくり課
	父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。	妊娠届時 378部配布。 パパのためのお風呂の入れ方講習会時 77部配布。	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届時の面接時に父親の育児参加を促進するため全数配布を開始した。	B	○	○	○	引き続き事業の際、啓発に努める。	健康づくり課
	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	学校だよりやホームページ、また学校行事などを活用して、情報を発信した。また、各学校において「おやじの会」等が組織され、学校行事や学校に関するボランティア活動等を積極的に行った。	保護者に来校を促す授業参観や学校公開日、運動会、体育祭などを土日に開催することで、保護者が参加しやすいようにするとともに、父親の参画を促進した。	B	○	○	○	保護者の仕事も多様であり、土日に限らず、年間行事の曜日を工夫し、全部は難しくてもどれかに参加できるように実態に合わせた工夫の検討が必要である。	学校教育課
	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画を推進する。	家庭教育の充実に向けて、市内各小中学校ではPTAが主体となって「家庭教育学級」を行っている。母親も父親も参加しやすくなるように工夫をして実施した。	学校行事との合同開催を多くすることで、父親の参加を増やす工夫をした。	B		○		父親の参加を増やすためにどうしていくか、企画内容も含めて検討していくことが必要である。	生涯学習課
	幼稚園家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。	令和2年3月11日に開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため中止とした。 【予定していた講座内容】 テーマ：子育てを楽しみましょう 講師：北本市教育センター所長 針谷紀子氏	子育てに関して男女偏りなく参加していく、また楽しんで行うことを意識した講座の開催を予定していた。	E	○			例年、男性の参加者が少なく、子育てに協力的ではない家庭が多いため、父親に対する家庭教育の必要性が求められている。同様の講座を令和2年度に開催予定。	生涯学習課
	認知症介護教室の開催	要介護者等の家族に介護知識や実際の介護方法についての普及を図る。	認知症サポーター養成講座を10回実施、延べ596人が参加	養成講座を通じて、認知症についての知識等を習得したサポーターを増やした。	B		○	○	男性の参加者増加が課題。	高齢介護課

## 【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があつた

## 【評価】

- A…達成したため事業を終了 B…概ね達成  
C…達成半ば D…不十分 E…未実施

男女がともに取り組む介護への支援	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。	認知症サポーター養成講座にて介護への男性の参加促進のための啓発を行った。	認知症サポーター養成講座にて介護への男性の参加促進のための啓発を行った。	B		○	○	男性の参加者増加が課題。	高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。	介護者サロン: 4回開催、参加者延べ25人	介護から一時的に解放するための交流・相談の場として、介護者サロンを開催した。	B		○	○	男性の参加者増加が課題。	高齢介護課

## 3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
地域で支える子育て環境の充実	保育所の整備	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	保育の利用希望にあわせ、必要な保育枠を確保する。	年度当初においては、利用希望園が限定されない場合において、保育の利用を可能とした。	B	○	○	○	今後、保育利用枠の不足が見込まれる1歳児を中心に、民間園へ受入枠の拡大を要請する。	保育課
	延長保育、乳児保育、一時保育事業	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	基本とされる11時間を超えた延長保育、概ね生後6か月からの乳児保育、保育所を利用していない保護者のための一時保育を実施。	幅広い時間における保育ニーズや、乳児保育のニーズ、就労以外を理由とする保育ニーズへの対応を可能とした。	B	○	○	○	利用者調査において見直しについての具体的なニーズが見受けられなかったことから、現行サービスの維持に努める。	保育課
	病児、病後児保育事業	病気治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育を実施する。	東保育所で病後児保育事業、中丸保育園で体調不良児保育事業、北里大学メディカルセンターで病児保育事業を実施。	子どもが病気になった場合でも、仕事と子育ての両立を可能とした。	B	○	○	○	利用者調査において見直しについての具体的なニーズが見受けられなかったことから、現行サービスの維持に努める。	保育課
	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。	高尾保育園、深井保育所、東保育所、中丸保育園、緑の詩保育園及び北本東スマイルこども園を対象として、高尾保育園への委託により実施。	幅広い時間における保育ニーズへの対応を可能とした。	B	○	○	○	令和元年度より対象施設を拡大したところ、待機者が少なくとどまっていることから、推移を確認して判断する。	保育課
	ファミリー・サポート・センター事業	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。	児童館内においてファミリーサポートセンター事業を実施。アドバイザーが市民の仲介をし、協力会員と依頼会員との契約により事業を実施。	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行い、保護者の就労及び家庭生活の安定を図った。	B	○	○	○	育児支援事業の実施に伴い、ニーズが低下。一方、要保護児童及び要支援児童の利用ニーズが高まる。多機能的な援助活動が継続的に必要。	子育て支援課
	学童保育事業	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を、12室において実施。	保護者の就労等に合わせ、小学校就学児童を保育し、健全な育成を図った。	B	○	○	○	利用人数に伴う、受け入れ体制の適正化。	子育て支援課
地域で支える介護サービスの充実	地域包括支援センターの利用促進	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、平成18年4月1日に、地域包括ケアの中核機関として介護保険法に基づき創設された地域包括支援センター(4箇所設置)の利用促進を図るため、市民等に周知を行う。	高齢者の相談窓口 相談件数10,781件、指定介護予防支援相談14,697件 6月に民生委員による65歳以上の独居、75歳以上の高齢者世帯等の状況把握の協力を得ている。	高齢介護課の相談等において地域包括支援センターの周知を図った。	B		○	○	地域包括支援センターの認知度が課題。	高齢介護課



介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	出前講座の申込に応じて介護保険制度の説明を行った。 (令和元年度:1回実施)	啓発パンフレットでの周知だけではなく、実際に説明を行うことで更なる周知に努めた。	B	○	○	○	介護保険制度の普及・啓発を引き続き進める必要がある。	高齢介護課
--------------------	--------------------	-------------------------------------------	------------------------------------------	---	---	---	---	----------------------------	-------

3-2 安心して暮らせる環境整備

3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	医療保険制度で医療機関にかかった場合に、支払った医療費の一部を支給。	対象となる家庭が母子家庭だけでなく父子家庭も対象となることから、制度の案内にもれがないようにする。	B	○	○	○	市外の医療機関受診の場合、償還払いとなることから、申請もれのないよう案内をする。	子育て支援課
	児童扶養手当支給事業	母子世帯等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。	父母の離婚、父母の死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもや一定の障がいのある子を育てている人に支給。	対象となる家庭が母子家庭だけでなく父子家庭も対象となることから、制度の案内にもれがないようにする。	B	○	○	○	制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子家庭の母、父、児童または一人暮らしの寡婦の一時的な傷病等で、日常生活に支障がある家庭に対し、必要な家事等を行わせるため、ヘルパーを派遣してひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	必要と思われる方に対し、制度案内を行った。利用0件。	対象となる家庭が母子家庭だけでなく父子家庭も対象となることから、制度の案内にもれがないようにする。	B	○	○	○	制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事、子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。	必要と思われる方に対し、制度案内を行った。措置件数0件。		B	○			制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	父子家庭の父又は母子家庭の母の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等技能訓練促進費等を支給する。	父子家庭の父又は母子家庭の母の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等技能訓練促進費等を支給する。延べ97人に支給。	対象となる家庭が母子家庭だけでなく父子家庭も対象となることから、制度の案内にもれがないようにする。	B	○	○	○	制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業	親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、就学援助を行った。また、小・中学校とも新入学生用品の入学前支給を実施した。	全ての児童生徒が経済的な理由で、教育の機会を失うことのないよう、またひとり親家庭の保護者が安心して子育てできるように支援した。	B	○		○	制度の周知方法等について、さらに検討していく。	学校教育課
高齢者への地域生活の支援	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動等を行う。	介護予防の会17回延228人参加。高齢者学級等8回延217人参加。若返り運動教室2会場各5回、参加者延べ212人	介護予防の必要性と介護予防プログラムに関する啓発を行った。	B		○	○	介護予防啓発の継続実施が課題。介護予防啓発をさらに広く行うことが課題。	高齢介護課
	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	要介護認定申請時にパンフレットを配布。新たに第1号被保険者となった方に介護保険ミニガイドを配布。(パンフ500部、ミニガイド600部作成)	介護保険制度を周知し、適切なサービスに繋がれるよう努めた。	B		○	○	介護保険制度の普及・啓発を引き続き進める必要がある。	高齢介護課

【評価】

A…達成したため事業を終了 B…概ね達成  
C…達成半ば D…不十分 E…未実施

【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があつた

	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	出前講座の申込に応じて介護保険制度の説明を行った。 (令和元年度:1回実施)	啓発パンフレットでの周知だけではなく、実際に説明を行うことで更なる周知に努めた。	B	○	○	介護保険制度の普及・啓発を引き続き進める必要がある。	高齢介護課
障がい者への地域生活の支援	障害者相談支援事業の実施	障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活が営めるよう支援する。	障害者総合支援法に基づく相談支援事業を業務委託により実施している。障がい者等からの電話相談、訪問相談等を受け、適切な助言や支援を行っている。	障がい者数の増加により、相談件数も増加しており、相談支援体制充実のため平成31年4月から1事業所が増え、3事業所で実施。 令和2年4月から緊急時や困難事例等に対応する基幹相談支援センターを設置。	B		○	今年度から設置した基幹相談支援センターについて周知すること。	障がい福祉課
LGBT(性的マイノリティ)への支援	LGBT(性的マイノリティ)への理解促進	LGBTへの理解を普及するため、広報紙やホームページを通じた普及に取り組む。	人権啓発リーフレット「しあわせはみんなの願い」を発行し、広報8月号とともに全戸配布した。リーフレットでは、様々な人権課題の1つとしてLGBTの方々の人権について掲載し啓発を行った。また、LGBT当事者が相談窓口にとりつけるよう、リーフレットを庁舎トイレに設置するとともにホームページに掲載した。		C	○	○	パートナーシップ認証制度の導入には、市民及び職員のLGBTへの理解促進が不可欠。市民への周知、啓発に努めるとともに、職員研修を行っていく。また、制度導入に向け引き続き情報収集を進めるとともに、市の方針等を定めていく。	人権推進課

## 3-2-2 生命と性の尊重の意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	様々な機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて開催したパネル展において、女性の人権侵害についての意識啓発を行った。	デートDVIに関するパネルを展示し、若年層にも分かりやすく意識啓発を行った。	B	○			「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度が低いと思われるため、パネル展や情報紙等を活用して意識啓発とともに言葉の周知も図っていく。	人権推進課
	マタニティキーホルダーの活用	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダー配布378人	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届時の全員面接時、個別の状況に合った普及啓発を実施した。	B	○	○	○	引き続き事業の際、啓発に努める。	健康づくり課
	健康教育・性に関する指導の推進	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成する。	各小・中学校において、保健学習を中心に関係教科と関連させながら、発達段階に応じて性に関する指導の充実に努めた。	養護教諭等の専門性を生かすなど指導法を工夫した。	B	○	○	○	学校医や地域の関係機関等の専門家の支援や協力など、より効果的な指導法を継続して追求していく。	学校教育課
女性特有の疾病予防	30代までの健康力アップ健診(女性)	健康診査を受ける機会のない女性(40歳未満)を対象に、自分の体について理解を深め、健康維持や生活習慣病の予防を推進する機会とする。	集団健診として、年15日間実施。受診者数365人。 健診後、事後相談として講座を2回実施、個別相談5回実施 17人参加。	健診及び講座開催時、保育士を配置し、子育て中の女性が受診しやすいよう配慮した。	B	○	○	○	引き続き、事業の際に女性が受診しやすいよう配慮し、事業を実施する。	健康づくり課
	各種がん検診	がんの早期発見、早期治療のために検診を実施し、がん死亡の減少を図り、QOLを推進する。	集団検診として、胃・肺・大腸・乳・子宮がんを同時に15日間実施。個別検診を大腸がん6か月間、乳がん5か月間、子宮がん3か月間、前立腺がん4か月間実施した。延べ受診者数12,106人。	検診時、保育士を配置し、子育て中の女性が受診しやすいよう配慮した。また乳がん、子宮がん検診は、女性医師、技師が対応するよう実施した。	B	○	○	○	引き続き、事業の際に女性が受診しやすいよう配慮し、事業を実施する。	健康づくり課

啓発資料の作成、配布	がん罹患率が上昇している中、予防対策・早期発見の手段のために、啓発のためのパンフレットを作成し、配布を行う。	30代までの健康力アップ健診(女性)、各種がん検診の際、北本市の健康指標、健康づくりのためのヒントなどを掲載したチラシ、パンフレットなどを配布。	集団検診実施時、受診者全員に新たに要精密検査を受ける必要性について周知を行った。	B	○	○	○	引き続き、事業の際に啓発に努める。	健康づくり課
------------	--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	---	---	---	---	-------------------	--------

基本目標Ⅳ【あらゆる暴力の根絶】  
4-1 暴力の根絶のための意識啓発  
4-1-①意識啓発・広報の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実	ドメスティック・バイオレンス、デートDVを防止するための啓発	シンフォニーや広報紙、パネル展などで、女性に対する暴力防止の啓発を進める。また、デートDVについて、PTAなどと連携した啓発事業を検討する。	11月12日から25日まで、パープルリボンキャンペーンを実施。全職員並びに埼玉りそな銀行北本支店及び武蔵野銀行北本支店の行員の名札に、女性に対する暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンを貼付。庁舎及び両支店を紫色に照らすパープルライトアップを行った。 11月25日から12月5日まで文化センターエントランスホールにおいてデートDVについてのパネル展を開催し、12月2日から4日まで、県主催のパープルリボンタペストリー制作に参加した。 シンフォニーにDVに関する記事を掲載。また、デートDV防止のための啓発パンフレットを成人式で配布した。	パープルリボンキャンペーンを拡大し、武蔵野銀行北本支店でも実施した。拡大したことで、より多くの市民に啓発することができた。	B	○	○	○	デートDVについて、PTAなどと連携した啓発事業を検討する。	人権推進課
各種ハラスメントの防止【再掲】	各種ハラスメント防止に向けた啓発	女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	(再掲 2-1-②)						(再掲 2-1-②)	総務課
	各種ハラスメント防止に向けた啓発	女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	(再掲 2-1-②)						(再掲 2-1-②)	産業観光課

4-1-②地域における暴力防止対策の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
地域における暴力防止対策の推進	自治会、市民団体等への啓発	自治会、農業委員会、商工会、人権擁護委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの市内の団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、暴力を許さないという意識の浸透を図る。	自治会を通してチラシを全戸配布し、啓発を図った。 県等が実施する児童虐待に関する研修について、民生委員・児童委員に情報提供をし、参加してもらった。	女性・男性双方に参加してもらった。	B		○	○	児童虐待以外の暴力防止についても啓発を行っていく。	人権推進課 関係各課

【評価】

A…達成したため事業を終了 B…概ね達成  
C…達成半ば D…不十分 E…未実施

【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があつた

## 4-2 相談体制の充実

## 4-2-①相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
総合相談窓口の充実	相談窓口の充実	被害者が適切な相談を受けることができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図る。	教育委員会、こども課(現:子育て支援課)、市民課、保険年金課などの庁内各課及び警察署、他自治体などと連携して支援を行った。	県が主催するDV被害者支援のための研修に担当職員が参加し、相談業務の充実を図った。	B	○			市民課が所管する各種相談との棲み分け及び連携について検討する。	人権推進課
	相談窓口の周知	さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止する。	パネル展及び男女共同参画コーナーに、女性相談のチラシ・男性相談のチラシを設置した。また、女性トイレには女性相談のカードを、男性トイレには男性相談のカードを設置した。1月発行のシンフォニーやホームページに、DVに関する記事を掲載し、早期相談を促した。	必要としている人が相談窓口にとどりつけるよう、人目を気にせず取りやすいトイレに相談先の周知カードを設置した。	B	○	○		さらに人の目を気にせず周知カードを手にとれるよう、トイレの個室にカードを設置する。	人権推進課
	家庭児童相談の充実	子育てに悩む親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。	家庭における児童の福祉について、市民や関係機関の相談に対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談に対応した。	B			○	令和2年より「こども家庭総合支援拠点(機能)」を設置。	子育て支援課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	県配置のスクールカウンセラー、各中学校のさわやか相談員、市教育センターのカウンセラーによる相談を実施した。各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施した。スクールソーシャルワーカーを活用して相談を必要とする児童・生徒・保護者に対応を行った。その他、各学校では毎月1回、なかよしアンケート(小学校)・学校生活アンケート(中学校)を実施した。	相談内容に応じて、担当課及び関係機関と連携し、よりよい解決に向けて努力した。	B	○	○	○	それぞれの状況に合わせて、アンケートや面談等で実態の把握したり、関係機関と連携を図りながら、よりよい解決に努める。	学校教育課
	相談しやすい体制の整備	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。	・女性相談 年36回実施(予約制)相談件数76件(前年度85件) ・人権相談 年12回実施 相談件数6件(前年度11件)	人権擁護委員は男性と女性を同数とし、性別に関係なく相談しやすいよう配慮している。	B	○	○	○	各種相談との棲み分け及び連携について担当課で検討する。	人権推進課
	相談しやすい体制の整備	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。	・市民相談(月～金)年101件 ・消費生活相談(月～金)年353件 ・法律相談(毎週水・弁護士、毎月第1・3金曜日 司法書士)年304件 ・行政相談(第4水曜日)4件		B		○		市民からの相談に応じ、研修、情報収集に努め、変化する社会情勢に対応するべく職員及び消費生活相談員の対応能力の向上に努める。	市民課

相談しやすい体制の整備	女性相談の実施	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。	専門の女性相談員による女性相談を36回実施した。相談件数76件(前年度85件)。うち、DVに関する相談件数23件(前年度11件)。	相談の際は、プライバシー保護のため個室を使用。	B	○			相談を必要とする人が相談にたどりつけるよう、今後も継続的に周知を行う。	人権推進課
	相談員の相談技術向上	相談員や相談担当職員を研修に派遣し、最新の情報に基づいた適切な相談を実施する。	県が主催するDV被害者支援のための研修に担当職員が参加し、技術向上に努めた。		B	○			相談者の状況に応じて適切に対応できるよう、今後も継続して最新情報を収集するとともに技術向上に努める。	人権推進課
	男性のDV被害者に向けた配慮の検討【新規】	男性のDV被害者が相談を利用しやすいよう、男性専用利用時間帯や窓口、電話相談の設置など、検討を行う。	男性のDV被害者からの相談があった場合には企画課(現:人権推進課)担当職員が相談を受け、必要に応じて県が実施している「男性相談」を紹介することとしている。	男性用トイレの個室に、「男性相談」に関する案内カード等が設置できないか検討を行った。	C				男性のDV被害者も相談しやすいよう、体制の整備検討が必要。	人権推進課

4-3 暴力被害者の保護・支援

4-3-1 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
暴力被害者の緊急時安全確保と対応	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する。	警察署及び緊急一時保護施設と連携を図り、緊急時に被害者の安全を確保した。緊急一時保護施設等への避難は1件。	被害者の心理状況や避難先の秘匿性の保持に配慮した。	B	○			緊急時に対応できる職員体制の確保が課題。	人権推進課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	緊急一時保護等の被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図る。	婦人相談センター入所者への生活保護適用 1件/年間	関係機関と連携を図り、必要な支援を実施した。	B	○	○			福祉課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携し、相談に対応した。	B	○			保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	子育て支援課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保を目指して、担当課、関係機関と連携を図り、対応した。(件数2件)	相談者の心理状態に十分に配慮した。	B	○	○	○	子どもの安全確保について、組織で対応することを教職員間で共通理解を図っていく。	学校教育課
	DV対策連携会議の充実	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、庁内各課の連携を図る。	DV対策連携会議は開催しなかったが、随時庁内各課と連携を図り、DV被害者に対する支援を円滑に行うことができた。		C	○			DV対策連携会議を開催し、緊急時に備えて庁内各課と情報共有を図る。	人権推進課
	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。	要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し運営する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談及び関係機関との連携に対応した。	B	○			保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	子育て支援課

【評価】

A…達成したため事業を終了 B…概ね達成  
C…達成半ば D…不十分 E…未実施

【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があつた

被害者等の届出手続きに関する支援	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の、市役所での諸手続きが安全かつ迅速に行えるよう窓口に行き支援する。	DV被害者が諸手続きを安全かつ迅速に行えるよう、庁内各課に担当職員が同行した。	庁内を回ることにリスクがあると思われる被害者は、相談室にて諸手続きが取れるよう、各課と調整を行った。	B	○			迅速に手続きできるよう、事前に担当者と調整したり申請書を用意しておく等、今後も引き続き支援していく。	人権推進課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	企画課(現:人権推進課)と連携をとり住民基本台帳法上の支援措置を行った。	B	○	○	○	支援の延長届、終了届が適切に出されないケースがある。	市民課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	DV被害者が同伴する子どもに関わる届出手続きについて、関係機関と連携を図り、迅速に対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携を図り、対応した。	B	○	○	○	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	子育て支援課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	諸手続きの迅速化と適切な情報管理を行うための対応マニュアルを担当課内に備え付けた。また関係機関との連携を速やかに行った。対応件数3件。	それぞれの状況に合わせて、子どもの安全の確保のために関係各所との慎重かつ適切な連携を図った。	B	○	○	○		学校教育課

## 4-3-②被害者の自立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
被害者の自立に関する支援の充実	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、必要に応じて同行支援を行い、被害者の早期の自立を目指す。	DV、精神疾患、児童虐待等、多岐にわたる課題を抱える被害者の自立に向けて、相談支援、同行支援を行った。	被害者の状況に応じて必要な支援を判断し、支援を行った。	B	○			被害者ごとに置かれた状況が異なるため、関係機関との連携をさらに強化し、柔軟に支援できる体制を整える。	人権推進課
	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、届出手続きを適切に行う。	DV被害者の自立に向けて、届出手続きを適切に行う。	企画課(現:人権推進課)と連携をとり住民基本台帳法上の支援措置を行った。	B	○	○	○	支援の延長届、終了届が適切に出されないケースがある。	市民課
	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。	DV被害者への生活保護適用 4件/年間	関係機関と連携を図り、必要な支援を実施した。	B	○	○			福祉課
	被害者の自立に関する支援の充実	手当の申請等の手続きを適切に行う。また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行う。	DV被害者が同伴する子どもに関わる手当及び所属先等の手続きについて、関係機関と連携を図り、迅速に対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携を図り、対応した。	B	○	○	○	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	子育て支援課
	被害者の自立に関する支援の充実	保育所入所の相談、手続き等を適切に行う。	DV被害者が同伴する子どもに関わる保育所入所の手続きについて、関係機関と連携を図り、迅速に対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携を図り、対応した。	B	○	○	○	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	保育課
	被害者の自立に関する支援の充実	被害者が同伴する児童の就学等に速やかに対応するとともに、児童に対し学校と連携して適切な心のケアを行う。また、転校先や居住地等の情報の適切な管理を行い学校において安全確保に努める。	取扱情報に細心の注意を払うとともに、関係学校・関係機関と連携し、児童生徒にかかる就学指定事務を円滑に実施した。また、ケースによって、相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒及び保護者のケアを行った。	それぞれの状況に合わせて、関係各所との慎重かつ適切な連携をすることで、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校と連携した。	B	○	○	○	児童生徒が安心した学校生活を送れるよう、適切な心のケアを行い、関係各所と連携を密に取っていく。	学校教育課

## 基本目標Ⅴ【男女共同参画の推進体制の強化】

## 5-1 計画の総合的な推進体制の充実

## 5-1-①庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進	女性の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、昇任・昇格等において女性を積極的に登用する。	女性職員の管理職への登用を積極的に行った。 女性職員主幹級昇格者3人		C	○			女性職員に対して昇格試験を受験するように促し、積極的に登用していく。	総務課
	性別にとらわれない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に合った職員配置を行う。また、職員の採用にあっても、性別にとらわれない職員採用を実現する。	職員の能力や適性を考慮した職員配置を推進した。また、職員採用にあっても、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。		B	○				総務課(関係各課)
女性の研修機会の拡大	女性の研修機会の拡大	女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。	自治人材開発センター等研修参加者130人中女性58人 北足立北部共同研修会参加者37人中女性16人 自主研修参加者314人中女性141人		B	○	○	○		総務課(関係各課)
	職員の能力開発の支援	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	女性職員が職場で活躍していくために、特に抱えやすい不安や課題と対応策について学び、女性リーダーとしての成長を図ることを目的とし、北足立北部共同研修会において、女性職員キャリアアップ研修を実施した。		B	○			女性職員キャリアアップ研修の他、自治人材開発センターで実施する女性職員のためのキャリアデザイン等の研修も受講させる。	総務課(関係各課)
男性職員の家庭参画の促進	男性職員の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	子どもが生まれた職員に対し子育て支援ガイドブックを配布し、休暇制度等の周知を図った。 男性育児休業取得者 0人 配偶者出産休暇取得者 2人 育児参加のための休暇取得者 3人 介護休業取得者 0人		B	○	○	○	男性育児休業取得や介護休業の取得促進のため、さらなる周知徹底を行う。	総務課
	部下や同僚等の育児、介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮できる職員の育成【新規】	市長と幹部職員を中心に、「部下や同僚等の育児や介護・ワークライフバランス等に配慮・理解のある上司」であるイクボスとして、対外的に宣言を行う「イクボス宣言」の実施を検討する。	令和元年度は特になし		E				今後、実施について検討していく。	総務課

## 5-1-②庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要があり、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。	庁内の課長級で構成されている男女共同参画推進委員会を開催。第五次男女行動計画進捗状況及び成果について、計画策定後初めて意見聴取を行った。		C	○	○	○	男女共同参画推進委員会の開催にあたっては、前年度の進捗や成果の確認を行う場合、当年度の取組等にも活かすことが可能な時期に実施するよう努める。	人権推進課

## 【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があつた

## 【評価】

- A…達成したため事業を終了 B…概ね達成  
C…達成半ば D…不十分 E…未実施

庁内推進体制の充実	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施する。	新規採用職員を対象として、男女共同参画研修を実施した。参加者20人。		B	○	○	○		総務課
	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施する。	外部講師を招き、職員を対象とした研修:テーマ「DVの実態と対応について」を実施。男女共同参画を考える上で欠かすことのできない「DV」への対応について理解を深める機会とした。	対象者を「北本市庁内DV対策連携担当者会議」メンバー(窓口等でDV被害者の対応をする可能性の高い者)とすることによって、より実践的な研修となるよう工夫した。	B	○	○	○	男女共同参画の視点から、DVのみならず、市職員として市民と向き合う上での実践的な内容の研修の機会を継続して設ける。	人権推進課

## 5-1-③計画の進行管理

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
PDCAサイクルに基づく計画の進行管理	男女共同参画審議会の充実	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。	会議を実施することができなかった。		E				第五次男女行動計画の推進・進捗についての報告・審議ができていないため、令和2年度中に審議会において審議し、進行管理を図る。	人権推進課
	男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表	事業の進捗状況を公表する。	第五次男女行動計画に係る事業の進捗状況等を「男女共同参画の推進に関する年次報告書」として取りまとめ、ホームページ上でも公開・公表した。		B	○	○		男女共同参画審議会において審議を経てから公開をすることが望ましい。	人権推進課

## 5-1-④調査研究・情報の収集と提供

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
男女共同参画に関する調査研究・情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	国や県が主催する研修や報告会などに参加し、情報を収集した。庁舎2階の男女共同参画コーナーやパネル展等において情報提供を行った。	男女共同参画週間におけるパネル展を、文化センターエントランスで行うことにより、図書館等を利用する男性の目にも留まりやすいよう工夫をした。	B	○				人権推進課

## 5-1-⑤国・県・市民・団体・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度			課題・今後の方針	担当課
						①	②	③		
市民・団体・事業者等との協働による	市民、事業者等への男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	庁舎2階の男女共同参画コーナーやパネル展等で情報提供を行った。男女共同参画情報紙「シンフォニー」を発行した。	男女共同参画情報紙「シンフォニー」は、市民(編集協力員)との協働により企画・編集、発行した。	B	○			団体・事業者等とも協働して男女共同参画推進体制を強化していく方法を検討する。	人権推進課
	国・県との連携	国・県との連携を深める。	国や県が主催する研修や報告会などに参加し、情報交換を行った。また、県主催のDV被害者を対象とした心理教育プログラム「びらぶ」やパープルリボンタペストリー制作に参加した。	パープルリボンキャンペーン期間の直後にパープルリボンタペストリー巡回を設定したことで、タペストリー制作に参加しやすくなった。	B	○			補助金の活用など、更に国や県と連携して推進体制強化を図るよう検討する。	人権推進課



男女共同参画の推進体制強化	研修等への講師派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	文化センターが主催する考入学級に埼玉県男女共同参画推進センターの講師を派遣した。令和2年1月17日開催、テーマ「男女共同参画の視点から考える災害・防災」	C	O			各種団体等へ男女共同参画に関する研修の実施を促すとともに、講師派遣が可能なことを周知する。	人権推進課
	男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進	男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援する。	現在11者が登録している。庁舎2階の男女共同参画コーナーに、登録団体の打ち合わせスペースを設けるなど、登録団体の活動の周知に協力。	D				制度の運用方法について、他市事例を参考にしながら、見直し検討する。	人権推進課

## 【評価】

A…達成したため事業を終了 B…概ね達成  
C…達成半ば D…不十分 E…未実施

## 【配慮度】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した
- ③男女それぞれに事業の効果があった



# 資 料



## 北本市男女共同参画推進条例

平成18年7月1日施行

条例第1号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあつた者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因す

る暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (教育に携わる者の責務)

**第7条** 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

#### (地域活動に携わる者の責務)

**第8条** 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点に配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第9条** 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレ

ンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

- 3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

**第10条** 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

#### (基本計画)

**第11条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (推進体制の整備)

**第12条** 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

#### (拠点施設)

**第13条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるも

のとする。

#### (積極的格差是正措置)

第 1 4 条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

#### (市民及び事業者との協働)

第 1 5 条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (広報活動等)

第 1 6 条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (表彰)

第 1 7 条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

#### (家庭生活及び職業生活の両立支援)

第 1 8 条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

#### (調査研究)

第 1 9 条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

#### (年次報告)

第 2 0 条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

#### (北本市男女共同参画審議会)

第 2 1 条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

#### (苦情の処理等)

第 2 2 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

#### (委任)

第 2 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成 18 年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第 11 条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

##### (北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関北本市男女共同参画審議会の項中「男女行動計画策定に関する事項及び」を削る。

## 北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは  
互いに人権を尊重し、責任を担い  
性別にとらわれることなく  
世代を超えて  
多様な生き方を認め合い  
家庭 学校 地域 職場で  
自分らしく輝き  
心豊かにいきいきと  
暮らせるまち 北本市を築くため  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 18 年 11 月 19 日  
北本市

令和 2 年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

令和 2 年（2020 年）8 月発行

【編集・発行】

北本市総務部人権推進課

〒364-8633 北本市本町 1-1-11

TEL 048-591-1111

FAX 048-592-5997

E-mail a02491@city.kitamoto.lg.jp